[公印省略]

総務課

5 大木総第 330 号 令和 6 年 3 月 21 日

自主防災会長(区長) 各位

大木町長 広 松 栄 治 (総 務 課)

大木町防災行政無線戸別受信機貸与(変更)申請書の提出について(依頼)

春分の候、ますます御健勝のことと御喜び申し上げます。

日頃から防災行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜りお礼申し上げます。 町では、自主防災会長及び区長の皆様へ戸別受信機(防災ラジオ)を無償で貸与 し、災害時の緊急情報を迅速に伝達する手段として運用しています。

新たに自主防災会長及び区長となられる方に「戸別受信機(防災ラジオ)」と「使用の手引き」について引き継ぎをお願いしますとともに、新しく自主防災会長及び区長となられた方から「受信機貸与(変更)申請書」を総務課へ提出いただくようお伝え願います。

なお、災害時等の自主防災会の活動強化を図るうえで、希望のあった自主防災会 (会長以外) に5台までとして無償で貸与しております。

この件についても自主防災会役員の交代がございましたら、新役員の方へ旧役員 の方から戸別受信機の引渡しをお願いします。(自主防災会あての受信機貸与とし ておりましたので、「受信機貸与(変更)申請書」の提出は不要です。)

問合せ先

総務課 消防防災チーム 電話番号 09444-32-1035 (直通)

提 出 用 (総務課)

様式第2号(第11条関係)

大木町防災行政無線戸別受信機貸与(変更)申請書

令和 年 月 日

大木町長 殿

住 所 大木町大字

申請者氏名

電話番号

戸別受信機の貸与(変更)を希望するので、申請します。 なお、使用に当たっては、下記保管条件を遵守します。

記

戸別受信機保管条件

- (1) 受信機は常に良好な状態で維持管理します。
- (2) 受信機は他人に譲渡し、転貸し、及び担保に供しません。
- (3) 受信機に異常を発見したときは、直ちに状況を届け出ます。
- (4) 転出等により、必要としなくなったときは、速やかに返却します。

戸別受信機の設置場所 (役職名又は施設名)	() 区長
※ 戸別受信機番号	No.
備考	

- ※欄は記入しないでください。
- ※前区長より戸別受信機の引き継ぎを受けた後、ご提出ください。